

東弁24人第500号
平成25年3月14日

府中刑務所
所長 横尾 邦彦 殿

東京弁護士会
会長 斎藤 義房

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

記

第一 警告の趣旨

申立人が貴所に入所した際、東京拘置所から貴所に対し、申立人がクローン病である旨の引継ぎがあり、かつ、申立人が、同病の典型的な症状である腹痛や下痢を訴え、同病について、平成20年12月15日から平成21年5月15日までの間、5回に渡って外部病院の専門医師による同病の診療を再度受けることを貴所に希望したにもかかわらず、外部病院の専門医師による診療を受けさせなかった貴所の行為は、申立人の健康、身体の安全、及び、適切な医療を受ける権利（憲法13条、同25条、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律56条及び同62条3項）を侵害する人権侵害行為にあたります。

今後、貴所において、難病を有する被収容者がその典型的な症状を訴え、外部病院の専門医師による診療を希望する場合には、出来るだけ迅速に外部病院において専門医師による診療を受けさせるように警告いたします。

第二 警告の理由

1 認定した事実

申立人が府中刑務所（以下、「相手方」という。）に入所した際（平成20年1月ころ）、東京拘置所から申立人はクローン病である旨の引継ぎがあった。

申立人は、下痢及び血便の病状悪化が認められた為、入所後、平成20年7月31日から同年8月12日まで、外部病院である日本医科大学多摩永山病院に入院した。

申立人は、平成20年12月15日から平成21年5月15日までの間に合計5回、外部病院の専門医師による同病の診療を再度受けることを希望する願せんを提出したが、相手方は、申立人の腹痛や下痢等の病状に対して、副腎皮質ホルモン剤（プレドニン）等の内服薬処方の上で経過観察の処置を取り、外部病院の専門医師による診療を受けさせなかった。

2 判断

前提として、クローン病は、大腸及び小腸の粘膜に慢性の炎症または潰瘍をひきおこす原因不明の疾患の総称である「炎症性腸疾患」の一種です。主として若年者にみられ、口腔にはじまり肛門にいたるまでの消化管のどの部位にも炎症や潰瘍が起こり得ますが、小腸の末端部が好発部位で、非連続性の病変が特徴とされます。それらの病変により腹痛や下痢、血便、体重減少などが生じる病気であり、一般的に難病とされています。

本件においては、申立人が、平成20年12月15日から平成21年5月15日までの間に合計5回、外部病院の専門医師による同病の診療を再度受けることを希望する願せんを提出したにもかかわらず、相手方は、申立人の腹痛や下痢等の病状に対して、副腎皮質ホルモン剤（プレドニン）等の内服薬処方の上で経過観察として、外部病院の専門医師による診療を受けさせなかったことが認められます。

ところで、一般的に、刑事収容施設が被収容者の呈した症状に照らし、的確な医療上の措置を取る注意義務を負っていることは裁判例でも認められており（東京高裁平成18年4月26日判決）、この理は本件においても当然に妥当します。

更に、日本弁護士連合会は人権擁護大会において、平成23年10月7日、「患者の権利に関する法律の制定を求める決議」を採択し、「刑事収容施設の被収容者が安全で質の高い医療を適時に受けられない状態が半ば放置されている深刻な事態は一刻も早く解消されなければならない」と決議しています。疾患を有する被疑者・被告人や受刑者が社会と同等の水準の医療を受けられる状態に置かれるべきことは、強く要請されます。

以上を前提に、まず、本件においては、相手方医師の判断として、当初、申立人を経過観察としたことは、副腎皮質ホルモン剤（プレドニン）等の内服薬処方の措置を別途取っていたことを考え合わせると、当初段階においては不合理な医療措置であったとは言い切れないと考えられます。

しかしながら、申立人が相手方に入所した際に、東京拘置所から、申立人は一般的に難病とされているクローン病である旨の引継ぎがあった事実は、相手方自身も認めています。申立人がクローン病の症状の一つである腹痛や下痢等の症状を訴え、平成20年12月15日から平成21年5月15日までの半年間にも及ぶ期間に合計5回、外部病院の専門医師による同病の診療を再度受けることを希望する願せんを提出していた以上、東京拘置所からの引継ぎ事項を認識していた相手方としては、申立人の健康及び身体の安全に十分配慮し、適切な医療を受ける権利（憲法13条、同25条、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律56条（「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」）及び同62条3項（「刑事施設の長は、前二項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ被収容者を刑事施設の外の病

院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができる。」)) を十分尊重し、申立人のその後に予想され得る病状の悪化を可能な限り防ぐべく（少なくとも、申立人の訴える「腹痛や下痢」等の症状とクローン病との関連性の有無を確認すべく）、外部病院の専門医師による診療を再度受けさせるべきであったと認められます。

よって、相手方が申立人の希望（これは、腹痛や下痢等という具体的な症状に基づく診療の要望です）を聞き入れず、外部病院の専門医師による診療を申立人に受けさせなかった行為は、申立人の健康及び身体の安全に配慮せず、適切な医療を受ける権利（憲法13条、同25条、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律56条及び同62条3項）を害するものといえ、前記注意義務に違反した人権侵害行為にあたりと認定いたしました。

以上